

監査結果の公表

(その1)

平成27年度の定期監査結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉敬宇
茂原市監査委員 鈴木敏文

監査の対象 総務部、企画
財政部、選挙管理委員会事務局、本納支所、議会事務局、農業委員会事務局、会計課、監査委員事務局／**監査の期間**
平成27年10月2日から11月16日まで／**監査の場所** 茂原市役所／**監査の方法** 監査の実施にあたっては、各所管の財務に関する事務事業が効果的、経済的に執行されているか。住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているか。また、前回の指摘事項の改善はなされているかに主眼を置き、提出された資料・関係諸帳簿を調査するとともに説明を聴取することにより、適正な監査の執行に努めた。

◆監査の結果

計画された事務事業はほぼ順調に進行しており、関係諸帳簿もおおむね適切に処理されていると認められた。

◆所見

事務事業の執行状況に関する所見は次のとおりであるので、検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

◎組織の見直しについては、多様化する市民ニーズや権限移譲により事務量は増大しているが、行財政改革大綱第6次実施計画及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実施し、実行可能な組織の構築に取り組まれない。また、茂原市まちづくり条例の運用にあたっては、市民と行政が十分連携し、協働の力をいかななく発揮できる体制や組織づくりに努められたい。

◎社会保障・税番号（マイナンバー）制度については、制度に対する不安の払拭や詐欺事件発生の抑止につながるよう、十分な内容の周知に努められたい。また、大変重要な個人情報であることに鑑み、情報漏洩や悪用への対策を講

じるなど、十分な準備と慎重な取り扱いを心がけられたい。

◎公共施設マネジメントについては、公共施設のあり方や必要性などを十分検討するとともに、統廃合については地域住民の意見を尊重しながらも、市全体を見通した方針の策定に努められたい。

◎市有財産については、遊休地を的確に把握し、処分計画に基づいた財産の有効活用により、歳入の確保に努められたい。

◎まちづくり条例については、条例の趣旨を市民へ積極的に周知するとともに、条例制定に至るプロセスや意義を職員一人ひとりが理解し、具体的に努力されたい。

◎国際化については、来日した外国の方が日本文化に接し、その良さを発信していただくことが重要であるため、日本や茂原市の魅力を伝える国際交流活動を一層推進されたい。

◎財政運営については、積極的な債務の償還や市有財産の有効活用による自主財源の確保などにより、さらなる財政健全化に取り組み、本市のよ

りよい未来を見据えた財政運営に努められたい。

◎給与所得者に係る個人住民税の特別徴収については、現在7割程度の実施にとどまっていることから、未実施事業者への周知を徹底するとともに、実施計画に基づく県内一斉指定を着実に推進し、特別徴収率の向上と安定した税収の確保に努められたい。

◎空き家対策については、関係課が連携しながら、空家等対策の推進に関する特別措置法が定義する特定空家の把握に努め、住宅用地に対する課税標準の特例措置の公正な適用に努められたい。

◎市税等の収納については、従来の納付方法に加えてクレジットカードを利用できるようにするなど、さらに納税者の利便性を高める施策を研究し、引き続き収納率の向上に努められたい。

◎開かれた議会については、議会基本条例を制定して広く周知することにより議会への理解を深めるとともに、条例に則った具体的な取り組みやインターネットを利用して新たに情報発信を行うなど、身

近で親しみやすい議会となるような方策について検討されたい。

◎耕作放棄地については、土地の集約化や条件整備を行うため、関係機関と連携しながら農地中間管理機構を積極的に活用するなど、農家と法人・企業など、出し手と受け手の受給バランスに配慮しながら、耕作放棄地を有効活用できる環境づくりに取り組まれたい。

◎投票率の向上については、商業施設などへの投票所増設や、従来の投票所設置場所について再考するなど、有権者の意見を取り入れながら利便性に配慮し、投票行動に結びつく環境整備に努められたい。

◎支所については、地域住民の身近な施設として、相談しやすい環境づくりに引き続き取り組まれない。特に、社会保障・税番号（マイナンバー）制度など、新制度導入の際には、高齢者などが詐欺被害を受けることのないよう、十分な情報提供と親切丁寧な対応に努められたい。

お問い合わせは、
監査委員事務局（9階）
TEL 1560、FAX 1607へ。